

綾部市での結婚生活を応援します！

綾部市新婚生活支援事業補助金

申請期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
※予算がなくなり次第、申請受付を終了します

対象者

令和6年1月1日～令和7年3月31日に婚姻届を提出、
または綾部市パートナーシップ届受理証明書の交付を受けられた世帯

対象要件

- 婚姻届または綾部市パートナーシップ届提出時において、
対象者の双方または一方が39歳以下であること
- 対象者のいずれかの住民票が綾部市にあること
- 対象者の所得合計が500万円未満であること

補助額

対象者の双方が29歳以下	上限 60 万円
対象者の双方が39歳以下	上限 30 万円
対象者のいずれかが39歳以下	上限 18 万円

府外からの移住者が属する世帯は上限額が**倍**になります

対象経費

- ・新規住宅購入費用
- ・新規住宅賃借費用（賃料、共益費、仲介手数料）
- ・引越費用（引越事業者または運送事業者への支払い費用）

令和6年4月1日から令和7年3月31日の期間に
対象者が負担した費用が対象となります

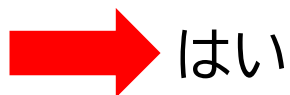
申請・問い合わせ

綾部市企画総務部企画政策課（本庁北3階）
TEL：0773-42-4215
E-mail：kikakuseisaku@city.ayabe.lg.jp

申請書類等はこちら



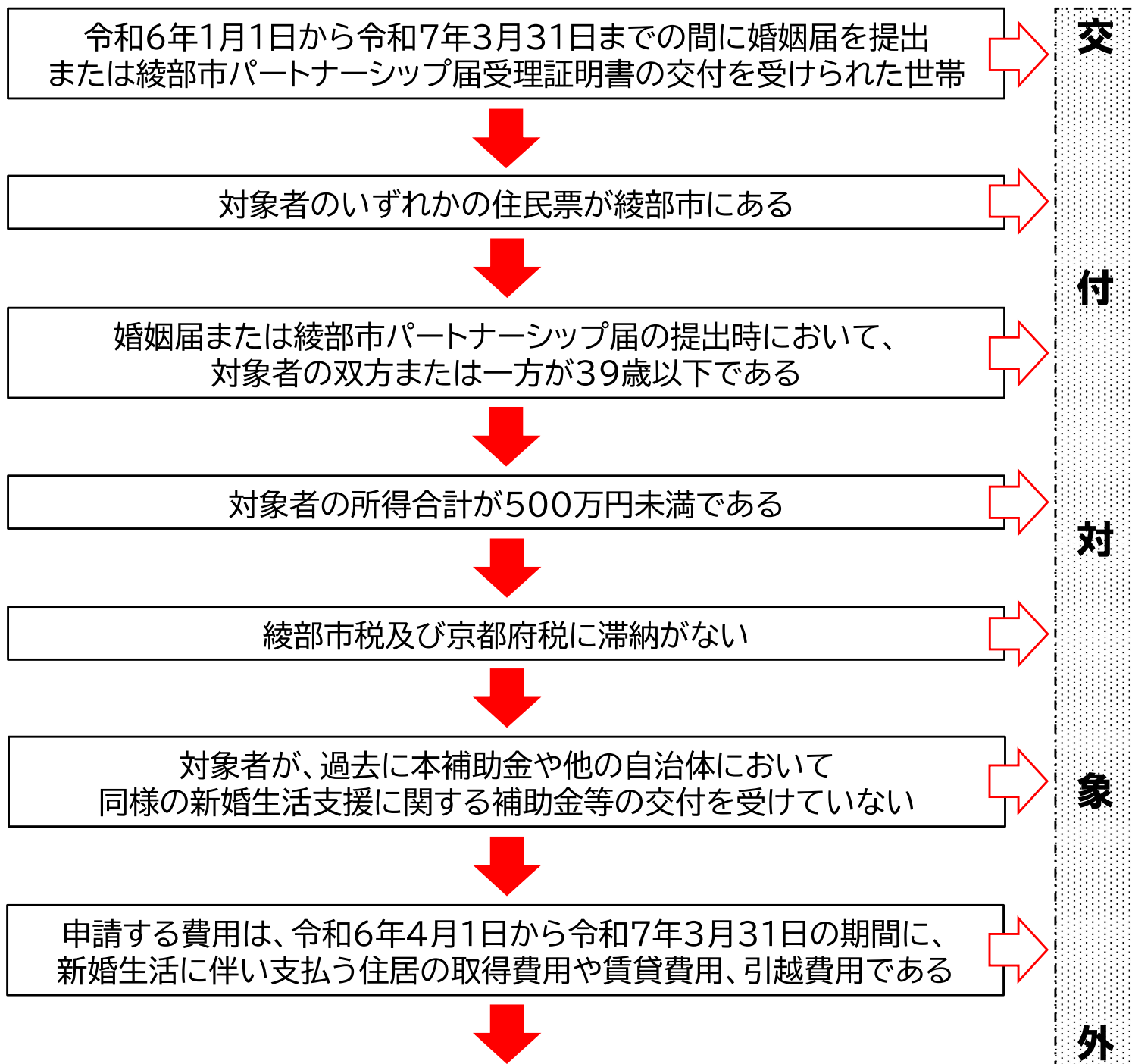
《新婚生活支援事業補助金 対象要件フローチャート》



はい



いいえ



補助対象になる可能性があります

※詳しくは、企画政策課へお問い合わせください